

山口市中小企業融資制度 資金の概要

生産性向上・省力化設備導入支援資金

目的

生産性向上・省力化設備の導入を行う中小企業者に対して、事業活動に必要な資金を融資することにより、市内中小企業者の生産性向上や業務の効率化、経営基盤の安定化を図り、もって本市産業の振興発展に寄与する。

融資対象

次の要件を満たす中小企業者(会社・個人、NPO法人)

1. 市内に住所及び事業所を有する個人、または、市内に主たる事業所を有する法人
2. 1年以上継続して同一事業を営んでいるもの
3. 国や県が交付する補助金等を活用し、労働生産性の向上に資する設備等を導入するもの、または、中小企業等経営強化法に基づく認定先端設備等導入事業者であって、当該計画に記載された設備等を導入するもの

≪国や県が交付する補助金等≫

- 労働生産性の向上(年平均成長率)を要件している補助金等
(例)中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金
- 付加価値額の増加(年平均成長率)を要件としている補助金等
(事業計画書で労働生産性の向上が認められる場合に限る)
(例)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

融資条件

資金用途	設備資金
融資限度額	2,000万円
融資期間	10年(据置1年)以内
融資利率	年1.4%
保証料率	年0.19~0.8% ※支払った保証料の全額を補助
保証人	原則として法人の代表者以外は不要
担保	必要に応じて徴求する